

別添 1

○「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」（平成 29 年 9 月 29 日医政支発 0929 第 1 号）の一部改正
（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
平成 29 年 6 月 14 日に公布された医療法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 57 号。以下「平成 29 年改正法」という。）により、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号。以下「平成 18 年改正法」という。）の一部が改正され、持分の定めのない医療法人への移行計画の認定制度に係る認定要件の追加等の規定が同年 10 月 1 日から施行されました。これに関して、同年 9 月 27 日に医療法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 101 号。以下「改正省令」という。）が公布され、また、同年 9 月 29 日に医療法施行規則第五十七条の二第一項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成 29 年厚生労働省告示第 314 号。以下「告示」という。）が公布されました。 さらに、<u>令和 3 年 5 月 28 日に公布された良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 49 号。以下「令和 3 年改正法」という。）により延長されておりましたが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号。以下「令和 5 年改正法」という。）が本日（令和 5 年 5 月 19 日）公布され、同認定制度が令和 8 年 12 月 31 日まで延長されました。</u> 具体的な同認定制度の取扱いについては、<u>下記のとおりであり、本日までに認定を受けている医療法人及び認定の申請を行っている医療法人についても同様の取扱いとなりますので、御了知の上、医療法人への指導、助言により一層の御配慮をお願いします。</u> (削る)	平成 29 年 6 月 14 日に公布された医療法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 57 号。以下「平成 29 年改正法」という。）により、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年<u>改正</u>法律第 84 号。以下「平成 18 年改正法」という。）の一部が改正され、持分の定めのない医療法人への移行計画の認定制度に係る認定要件の追加等の規定が同年 10 月 1 日から施行されました。これに関して、同年 9 月 27 日に医療法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 101 号。以下「改正省令」という。）が公布され、また、同年 9 月 29 日に医療法施行規則第五十七条の二第一項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成 29 年厚生労働省告示第 314 号。以下「告示」という。）が公布されました。 さらに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 49 号）が本日（令和 3 年 5 月 28 日）<u>公布され、同認定制度が令和 5 年 9 月 30 日まで延長されました。</u> 具体的な同認定制度の取扱いについては、<u>下記のとおりですので、御了知の上、医療法人への指導、助言により一層の御配慮をお願いします。</u> <u>なお、同認定制度の申請に当たっては、直近の会計年度における損益計算書及び貸借対照表等に基づき行っていただくこととしていますが、本日までに既に相続が発生して</u>

記 第1 趣旨及び概要 医療法人の非営利性の徹底については、平成18年改正法によりいわゆる「持分の定めのない医療法人」を原則としたところ、持分の定めのない医療法人への移行は少しずつ進んでいるものの、依然として持分の定めのある医療法人が全医療法人の8割程度を占め、引き続き移行の促進が必要な状況である。平成29年改正法により、平成18年改正法附則第10条の3に基づく移行計画の認定（以下「移行計画認定制度」という。）について、認定の期限を延長するとともに、適正な運営が確保された医療法人への援助を強化するために認定要件の見直し等を行った。その概要は以下のとおりである。 1 認定の期限の延長（平成18年改正法附則第10条の3第5項関係） 厚生労働大臣が持分の定めのない医療法人へ移行しようとする医療法人の移行に関する計画の認定を行うことができる期限を平成32年（令和2年）9月30日まで延長すること（<u>令和3年改正法及び令和5年改正法により令和8年12月31日まで延長。</u>）。 2～4 （略）	記 第1 趣旨及び概要 医療法人の非営利性の徹底については、平成18年改正法によりいわゆる「持分の定めのない医療法人」を原則としたところ、持分の定めのない医療法人への移行は少しずつ進んでいるものの、依然として持分の定めのある医療法人が全医療法人の8割程度を占め、引き続き移行の促進が必要な状況である。平成29年改正法により、平成18年改正法附則第10条の3に基づく移行計画の認定（以下「移行計画認定制度」という。）について、認定の期限を延長するとともに、適正な運営が確保された医療法人への援助を強化するために認定要件の見直し等を行った。その概要は以下のとおりである。 1 認定の期限の延長（平成18年改正法附則第10条の3第5項関係） 厚生労働大臣が持分の定めのない医療法人へ移行しようとする医療法人の移行に関する計画の認定を行うことができる期限を平成32年（令和2年）9月30日まで延長すること。（<u>良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）</u>により令和5年9月30日まで延長） 2～4 （略）
--	---

また、平成 29 年 4 月 1 日から施行された所得税法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 4 号)において、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)が改正され、移行計画認定制度への税制措置が延長され、拡充されたところである。これにより、これまでの出資者等に係る相続税等の猶予等に加え、認定医療法人は、移行に伴い出資者等が持分放棄したことにより経済的利益を受けても相続税法(昭和 25 年法律第 73 号)第 66 条第 4 項に基づく贈与税を課されないこととなった(詳細は、第 7「移行計画に関連する税制措置」を参照)。

第2 移行計画の認定の要件

平成 29 年改正法による改正後の平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 第 1 項の規定により移行計画の認定を行うに当たっては、同条第 4 項に定める要件について、次のとおり、審査を行うものとする。

1 · 2 (略)

3 移行期限 (同項第3号)

移行計画に記載された移行の期限が、当該認定の日から起算して5年を超えないものであること（ただし、変更認定の場合には、当初認定の日から起算して5年を超えないものであること。）。

4 運営に関する要件（同項第4号及び改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「施行規則」という。）第57条の2）

(1) その事業を行うに当たり、社員、理事、監事、使用人その他の当該医療法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること（施行規則第 57 条の 2 第 1 項第 1 号イ）。

(2) (略)

(3) その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人等に対し、当該公益法人等が行

また、平成 29 年 4 月 1 日から施行された所得税法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 4 号)において、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)が改正され、移行計画認定制度への税制措置が延長され、拡充されたところである。これにより、これまでの出資者等に係る相続税等の猶予等に加え、認定医療法人は、移行に伴い出資者等が持分放棄したことにより経済的利益を受けても相続税法第 66 条第 4 項に基づく贈与税を課されないこととなった(詳細は、第 7「移行計画に関連する税制措置」を参照)。

第2 移行計画の認定の要件

平成 29 年改正法による改正後の平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 第 1 項の規定により移行計画の認定を行うに当たっては、同条第 4 項に定める要件について、次のとおり、審査を行うものとする。

1 · 2 (略)

3 移行期限 (同項第3号)

移行計画に記載された移行の期限が、当該認定の日から起算して3年を超えないものであること（ただし、変更認定の場合には、当初認定の日から起算して3年を超えないものであること。）。

4 運営に関する要件（同項第4号及び改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「施行規則」という。）第57条の2）

(1) その事業を行うに当たり、社員、理事、監事、使用人その他の当該医療法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること（施行規則第 57 条の 2 第 1 項第 1 号イ）

(2) (略)

(3) その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人等に対し、当該公益法人等が行

う公益目的の事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない（施行規則第 57 条の 2 第 1 項第 1 号ハ）。二

「特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者」とは、次に掲げる者とする。

イ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して、当該公益法人等が行う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 2 条第 4 号に規定する公益目的事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体

ロ （略）

(4) 毎会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）の末日における遊休財産額は、直近に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業（医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 42 条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うものを除く。）に係る費用の額を超えてはならないこと（施行規則第 57 条の 2 第 1 項第 1 号ニ）。二

イ 「遊休財産額」は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の総額から次の(イ)から(ホ)までに掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額（貸借対照表（医療法人における事業報告書等の様式について（平成 19 年医政指発第 0330003 号。以下「事業報告書等通知」という。)) の 1 の(3)に規定する貸借対照表をいう。以下同じ。）上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。）の資産の総額に対する割合（貸借対照表の純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合をいう。ただし、評価・換算差額等を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を純資産の部の合計額及び資産の部の合計額からそれぞれ控除するものとする。）を乗じて得た額とする。

う公益目的の事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。二（施行規則第 57 条の 2 第 1 項第 1 号ハ）

「特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者」とは、次に掲げる者とする。

イ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して、当該公益法人等が行う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年改正法律第 49 号）第 2 条第 4 号に規定する公益目的事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体

ロ （略）

(4) 毎会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）の末日における遊休財産額は、直近に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業（医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 42 条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うものを除く。）に係る費用の額を超えてはならないこと。二（施行規則第 57 条の 2 第 1 項第 1 号ニ）

イ 「遊休財産額」は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の総額から次の(イ)から(ホ)までに掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額（貸借対照表（医療法人における事業報告書等の様式について（平成 19 年医政指発第 0330003 号。以下「事業報告書等通知」という。)) の 1 の(3)に規定する貸借対照表をいう。以下同じ。）上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。）の資産の総額に対する割合（貸借対照表の純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合をいう。ただし、評価・換算差額等を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を純資産の部の合計額及び資産の部の合計額からそれぞれ控除するものとする。）を乗じて得た額とする。

(イ)～(ニ) (略) (ホ) 将来の特定の事業（定款に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金に係る支出及び(ニ)の資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金（以下「特定事業準備資金」という。）であって、以下の要件を満たすもの ロ (略) (5)～(8) (略) 第3 移行計画の認定に当たっての留意事項 1 認定申請に関する事項（平成18年改正法附則第10条の3） (1) 移行計画の認定を受けようとする持分の定めのある医療法人は、次の書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。 イ～ハ ニ 出資者名簿（平成18年改正法附則第10条の3第3項第2号及び施行規則第57条第1項／附則様式第3） 別添様式3 ホ 社員総会の議事録（施行規則第57条第2項第1号） ヘ 直近の三会計年度に係る貸借対照表及び損益計算書（施行規則第57条第2項第2号） ト 施行規則第57条の2第1項各号に定める要件に該当する旨を説明する書類（以下「運営に関する要件該当の説明書類」という。）（施行規則第57条第2項第3号） 別添様式4 (2) (略) 2 変更認定申請に関する事項（平成18年改正法附則第10条の4第1項及び第5項） (1) 移行計画の変更認定を受けようとする認定医療法人は次の書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、移行計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、変更認定を受けることを要しない。	(イ)～(ニ) (略) (ホ) 将来の特定の事業（定款に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金に係る支出及び(ニ)の資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金（以下「特定事業準備資金」という。）であって、以下の要件を満たすもの ロ (略) (5)～(8) (略) 第3 移行計画の認定に当たっての留意事項 1 認定申請に関する事項（平成18年改正法附則第10条の3） (1) 移行計画の認定を受けようとする持分の定めのある医療法人は、次の書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。 イ～ハ ニ 出資者名簿（平成18年改正法附則第10条の3第3項第2号及び施行規則第57条第2項／附則様式第3） 別添様式3 ホ 社員総会の議事録（施行規則第57条第3項第1号） ヘ 直近の三会計年度に係る貸借対照表及び損益計算書（施行規則第57条第3項第2号） ト 施行規則第57条の2第1項各号に定める要件に該当する旨を説明する書類（以下「運営に関する要件該当の説明書類」という。）（施行規則第57条第3項第3号） 別添様式4 (2) (略) 2 変更認定申請に関する事項（平成18年改正法附則第10条の4第1項及び第5項） (1) 移行計画の変更認定を受けようとする認定医療法人は次の書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、移行計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、変更認定を受けることを要しない。
--	--

イ～ヘ (略) <u>ト 出資者の氏名及び住所が記載された書類(出資者名簿等)(施行規則第 58 条第 2 項第 6 号)</u> (2)・(3) (略) 3 認定医療法人の実施状況報告等に関する事項(平成 18 年改正法附則第 10 条の 8) (1) 認定医療法人は、移行計画に記載する移行期限内で、かつ、持分の定めのない医療法人への移行を完了するまでの間、認定を受けた日から起算して 1 年を経過するごとに、その経過する日<u>の翌日から起算して 3 か月以内に厚生労働大臣に次の書類を提出し、移行計画の進捗状況を報告しなければならない(施行規則第 60 条第 1 項)。</u> イ～ハ (略) (2)・(3) (略) (4) 認定医療法人は、上記(3)の都道府県知事の認可を受けて、持分の定めのない医療法人への移行を完了した場合、当該認可を受けた日から起算して 5 年を経過する日までの間、当該認可を受けた日から起算して 1 年を経過するごとに、その経過する日の翌日から起算して 3 か月以内に厚生労働大臣に次の書類を提出し、運営の状況を報告しなければならない(施行規則第 60 条第 5 項第 1 号)。 また、当該認可を受けた日から起算して 5 年を経過する日から同じく 6 年を経過する日までの間の運営の状況については、当該認可を受けた日から起算して 5 年 10 か月を経過する日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合、運営の状況については、当該認可を受けた日から 5 年 9 か月までの報告を求めるものとするが、<u>当該認可を受けた日から 5 年 9 か月を経過する日が、決算日の翌日から起算して 2 か月以内の場合には、直前に終了した会計年度の 1 会計年度前の会計年度を直近の会計年度として報告することも可能とする</u>(施行規則第 60 条第 5 項第 2 号)。 イ・ロ (略)	イ～ヘ (略) (新設) (2)・(3) (略) 3 認定医療法人の実施状況報告等に関する事項(平成 18 年改正法附則第 10 条の 8) (1) 認定医療法人は、移行計画に記載する移行期限内で、かつ、持分の定めのない医療法人への移行を完了するまでの間、認定を受けた日から起算して 1 年を経過するごとに、その経過する日から起算して 3 か月以内に厚生労働大臣に次の書類を提出し、移行計画の進捗状況を報告しなければならない(施行規則第 60 条第 1 項)。 イ～ハ (略) (2)・(3) (略) (4) 認定医療法人は、上記(4)の都道府県知事の認可を受けて、持分の定めのない医療法人への移行を完了した場合、当該認可を受けた日から起算して 5 年を経過する日までの間、当該認可を受けた日から起算して 1 年を経過するごとに、その経過する日の翌日から起算して 3 か月以内に厚生労働大臣に次の書類を提出し、運営の状況を報告しなければならない(施行規則第 60 条第 5 項第 1 号)。 また、当該認可を受けた日から起算して 5 年を経過する日から同じく 6 年を経過する日までの間の運営の状況については、当該認可を受けた日から起算して 5 年 10 か月を経過する日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合、運営の状況については、当該認可を受けた日から 5 年 9 か月までの報告を求めるものとする(施行規則第 60 条第 5 項第 2 号)。 イ・ロ (略)
--	---

4 (略) (削る) 第4 移行計画の認定を受けた後に行う出資持分の放棄 1 (略) 2 上記1により出資者等が出資持分の放棄を行った場合、当該放棄日をもって、出資者名簿（<u>施行規則</u>附則様式第3（別添様式3））の書き換えを行うものとする。 第5 認定医療法人に係る定款の変更について 1～3 (略)	4 (略) 第4 改正前認定医療法人に関する経過措置 1 平成29年9月30日以前の認定を受けた医療法人で、持分の定めのない医療法人へ移行していないもの（以下「改正前認定医療法人」という。）であって、移行計画に記載された移行の期限までの間にあるものは、平成29年10月1日以降、改正後の平成18年改正法附則第10条の3第1項の認定（以下「特例認定」という。）を改めて受けることができる（この場合における、第3 1(1)の申請書類については、ハの書類（定款変更案及び新旧対照表）の提出を要しないものとする。）。 ただし、この場合においても、移行計画の移行の期限は、当初認定の日から起算して3年を超えてはならない（平成29年改正法附則第8条第1項）。 2 特例認定を受けた場合には、制度改正前に受けた当初認定は将来に向かってその効力を失い、当該認定医療法人には、制度改正後の平成18年改正法附則第10条の3から第10条の8まで（移行計画の認定、移行計画の変更等、認定の失効、援助及び報告）の規定が適用されることとなる（同条第2項）。 3 改正前認定医療法人で特例認定を受けないものについては、平成29年改正法による改正後の平成18年改正法附則の規定は適用せず、なお従前の例による（同附則第7条）。 第5 移行計画の認定を受けた後に行う出資持分の放棄 1 (略) 2 上記1により出資者等が出資持分の放棄を行った場合、当該放棄日をもって、出資者名簿（<u>省令</u>附則様式第3（別添様式3））の書き換えを行うものとする。 第6 認定医療法人に係る定款の変更について 1～3 (略)
--	--

第<u>6</u> 移行計画に関連する税制措置 1 (略) 2 認定医療法人に係る贈与税の取扱い（租税特別措置法第 70 条の 7 の 14 関係） (1) 制度改正後（平成 29 年 10 月 1 日以降）の認定医療法人の持分を有する出資者等が持分の全部又は一部の放棄（当該認定医療法人がその移行期限までに持分の定めのない医療法人への移行をする場合における当該移行の基因となる放棄に限る。）をしたことにより、当該認定医療法人が経済的利益を受けた場合であっても、相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）第 66 条第 4 項の規定は適用されない。 (2) (略) 別添様式 1 ～別添様式 8 (略)	第<u>7</u> 移行計画に関連する税制措置 1 (略) 2 認定医療法人に係る贈与税の取扱い（租税特別措置法第 70 条の 7 の 14 関係） (1) 制度改正後（平成 29 年 10 月 1 日以降）の認定医療法人（<u>第四 1 により平成 29 年 10 月 1 日以降に改めて特例認定を受けた改正前認定医療法人を含む。</u>）の持分を有する出資者等が持分の全部又は一部の放棄（当該認定医療法人がその移行期限までに持分の定めのない医療法人への移行をする場合における当該移行の基因となる放棄に限る。）をしたことにより、当該認定医療法人が経済的利益を受けた場合であっても、相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）第 66 条第 4 項の規定は適用されない。 (2) (略) 別添様式 1 ～別添様式 8 (略)
---	---